（前のページより続き）

〔告　示〕

○平成二十七年総務省告示第四百二号
等の一部を改正する告示
（デジタル庁一二）　三二七
○平成十五年総務省告示第七百六号
（認証業務及びこれに附帯する業務
の実施に関する技術的基準）の一部
を改正する件
（デジタル庁・総務二一）　三二八
○平成二十七年総務省告示第三百十四
号（個人番号カード等に関する技術
的基準）の一部を改正する件
（同二二）　三三三
○電気通信回線を通じた送信又は電磁
的記録媒体の送付の方法及び情報提
供ネットワークシステムを使用した
送信の方法に関する技術的基準等の
一部を改正する告示（同二三）　三三五
○電気通信回線を通じた送信又は磁気
ディスクの送付の方法並びに磁気
ディスクへの記録及びその保存の方
法に関する技術的基準の一部を改正
する告示（総務一七三）　三三二
○住民票記載事項通知、戸籍照合通知
及び本籍転属通知に係る電気通信回
線を通じた送信の方法に関する技術
的基準（総務・法務一）　三四八
○経済上の連携に関する日本国とイン
ドネシア共和国との間の協定の適用
を受けるインドネシア人看護師等の
出入国管理上の取扱いに関する指針
の特例を定める件の一部を改正する
件（法務一三四）　三四九
○経済上の連携に関する日本国とフィ
リピン共和国との間の協定の適用を
受けるフィリピン人看護師等の出入
国管理上の取扱いに関する指針の特
例を定める件の一部を改正する件
（同一三五）　三五二
○平成二十四年四月十八日にベトナム
社会主義共和国政府との間で交換が
完了した看護師及び介護福祉士の入
国及び一時的な滞在に関する書簡の
適用を受けるベトナム人看護師等の
出入国管理上の取扱いに関する指針
の特例を定める件の一部を改正する
件（同一三六）　三五六
○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則に基づく国税関係手続に
係る個人番号利用事務実施者が適当
と認める書類等を定める件の一部を
改正する件（国税庁一一）　三五九

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律（法律第三三号）

（法務省）

一　民法の一部改正関係

1　親の責務等

婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子を養育するに当たって負う責務に関する規定を設けることとした。（第八一七条の一二関係）

2　親権等

㈠　親権

親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならないこととした。（第八一八条第一項関係）

㈡　親権の行使方法

父母双方が親権者であるときであっても、子の利益のため急迫の事情があるときや、監護及び教育に関する日常の行為については、父母の一方が単独で親権を行使することができることとするとともに、特定の事項に係る親権の行使について父母間に協議が調わない場合には、家庭裁判所が当該事項に係る親権行使者を定めることができることとした。（第八二四条の二関係）

㈢　離婚の場合の親権者の定め

(1)　父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めることとした。（第八一九条第一項関係）

(2)　裁判上の離婚の場合には、裁判所が、父母の双方又は一方を親権者と定めることとした。（第八一九条第二項関係）

(3)　裁判所は、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととし、この場合において、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならないこととした。（第八一九条第七項関係）

㈣　離婚後の子の監護に関する事項の定め等

父母が協議上の離婚をする際に協議で定める事項に、監護の分掌を追加することとした。（第七六六条第一項関係）

3　子の監護の費用

㈠　子の監護の費用の先取特権

子の監護の費用によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有することとした。（第三〇六条第三号関係）

㈡　子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、一定の要件の下で、法務省令で定める一定額の養育費を請求することができることとした。（第七六六条の三関係）

4　親子の交流等

㈠　審判による父母以外の親族と子との交流の定め

家庭裁判所の審判により父母以外の親族と子との交流の定めをする場合に関する規定を設けることとした。（第七六六条の二関係）

㈡　父母の婚姻中の親子の交流等

父母が婚姻中に子と別居している場合における親子の交流等に関する規定を設けることとした。（第八一七条の一三関係）

5　養子

子が養子であるときの親権者に関する規定を設けるとともに、一五歳未満の者を養子とする縁組の代諾について親権者や監護者等の間に協議が調わないとき等の調整に関する規定を設けることとした。（第七九七条及び第八一八条関係）

6　財産分与

財産分与の請求期間を五年に伸長するとともに、家庭裁判所が財産分与の額及び方法を定める際の考慮要素等を定めることとした。（第七六八条関係）